

事業実施年度：令和 9 年度

市民活動団体応援補助金

初 動 応 援 事 業

(設立前～設立 2 年未満の団体向け)

◆ 募集要項 ◆

○事前相談の締切 令和 8 年 **10 月 30 日(金)**午後 **5 時**まで

○募集期間 令和 8 年 **9 月 1 日(火)～10 月 30 日(金)**



お問合せ：大牟田市 市民協働部 地域コミュニティ推進課 市民協働担当

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地（大牟田市役所 1 階）

電 話 0944-41-2614 / F A X 0944-88-8400

メー ル e-chiikics@city.omuta.fukuoka.jp

目 次

1	市民活動団体応援補助金について	1
2	補助の対象団体	2
3	補助金の概要	3
4	事業提案書提出までの流れ	5
5	審査・補助対象事業の採択の決定	7
6	補助金交付申請・決定	8
7	市民活動団体の登録	8
8	各種講座の受講	9
9	実績報告	10
10	その他留意点	11
11	スケジュール	12
12	提出書類チェックリスト	13

様式の記入の方法

・事業提案書（様式第1号）	14
・事業計画書（別紙1）	15
・事業収支予算書（別紙2）	16
・団体調書（別紙3）	17・18
・誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（別紙4）	19
・同意書（別紙5）※団体代表者が未成年の場合	20

1 市民活動団体応援補助金について

大牟田市では、市民のみなさんと市との協働のまちづくりを推進するための基本的なルールとして、平成28年4月1日に大牟田市協働のまちづくり推進条例を施行しました。

本補助金はこの条例に基づき、市民活動団体が行う公益的な事業について必要な経費の一部を支援し、協働のまちづくりの実現を目指すものです。

市民活動団体ならではの専門性と柔軟なアイデアは、まちづくりを進めていく上での大きな力となります。ぜひ本補助金の応募にチャレンジしてみてください。

また、大牟田市市民活動等多目的交流施設「えるる」には、市民活動サポートセンターがあります。事業の企画や団体の運営のご相談、補助金などの情報収集等のお手伝いができますのでご利用ください。

◆ 協働のまちづくり推進条例（抜粋）

（定義）

第2条

（7）市民活動 市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動（宗教、政治又は選挙を主たる目的とする活動を除く。以下同じ。）をいう。

（市民活動への支援）

第19条

市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携・協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進するものとする。

2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動の周知啓発を推進するものとする。

3 市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターの機能の充実を推進するものとする。

4 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援策を推進するものとする。

2 補助の対象団体

次の各号のすべてに該当する市民活動を行う団体です。

- (1) 市内に活動拠点を有し、主に市内で活動する団体であること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の半数以上が大牟田市に居住・通勤・通学していること。
- (3) 規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (4) 年間の事業計画があり、事業収支が明確であること。
(特定非営利活動法人においては事業報告書等を所轄庁へ提出していること。)
- (5) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人または同法同条第 1 項に規定する特定非営利活動を行う営利を目的としない団体であること。
- (6) 未成年のみで構成された団体でないこと。
- (7) 団体の代表者が未成年の場合は、法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意があること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (9) 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にない団体であること、暴力団員が構成員となっていないこと、暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと。

3 補助金の概要

(1) 事業の種類及び内容

初動応援事業

【対 象 団 体】	今後活動を始めるまたは活動開始後おおむね2年未満の団体
【対 象 事 業】	活動の基盤を整え充実するのに効果的で、公益性等が高い事業
【補 助 事 業 数】	3 事業（※予算の範囲内）
【補 助 上 限 額】	1 事業あたり 3 万円
【補 助 率】	補助対象経費から当該事業による収入を差し引いた額の 10 分の 9 以内
【 備 考 】	同年度に他の補助金を受けることはできません。 補助金の交付回数は 1 団体につき 1 回のみです。

※本補助金は、令和 9 年 2 月議会での「令和 9 年度大牟田市一般会計当初予算」で
議案として承認され、議決を受けて成立した予算の範囲内で交付されます。

(2) 補助の対象とならない事業

- ① 営利を目的とした事業
- ② 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- ③ 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ④ 国、地方公共団体又は民間からの補助等を受ける事業
- ⑤ 大牟田市市民活動補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に規定する
補助金の交付を受けている事業

(3) 補助の対象となる経費

補助対象事業に直接必要な経費で、補助金交付の決定後に支出されたものに限ります。

項目	内容	例 示	
		対象となるもの	対象とならないもの
報償費	講師等謝金等	・外部の講師や指導者に対する謝礼	・団体内講師等への謝礼 ・お礼のお花代等
旅費	講師等の交通費、宿泊費、先進地調査の交通費等	・講師、指導者等が補助事業に出席するために要した交通費、宿泊費等の実費相当分 ・市民活動団体の構成員の先進地への事例調査に係る交通費	・団体構成員の先進地への事例調査に係る宿泊費 ・旅行を目的としたイベント等の旅費 ・参加者の交通費、宿泊費等
消耗品費	事務用品、書籍等の購入費	・コピー用紙、模造紙、ごみ袋等、比較的短期間に消費するもの	
食材料費	食材等の購入費	・補助事業に係る調理の材料費	・会議等の湯茶・茶菓子代
印刷製本費	パンフレット、ポスター等のデザイン代、印刷費、コピー代	・補助事業の周知、啓発等に必要なパンフレット、ポスター等の作成費	
使用料・賃借料	会場使用料、車両借上料、機材の借上料等	・補助事業の実施に必要な会場使用料 ・車両賃借料、プロジェクター・スクリーンなどの賃借料	・団体自らが所有するものに係る費用
通信・運搬費	郵便料等	・補助事業に係る通知、資材等の送付に要する費用	・電話代、FAX代
手数料	振込手数料等		
保険料	イベント保険料等	・補助事業の実施に必要とするイベント保険料	
備品購入費	事業の中で必要な機材、備品等の購入費	・長期間繰り返し使用可能なもの（見積書添付のこと）	・毎年購入しなければならない備品は不可
人件費	補助事業の実施のために雇用したスタッフ等に対する人件費（対象経費の5分の1を限度とする）		・団体構成員の人件費 ・他の事業と共通する運営に係る人件費

(4) 補助の対象とならない経費

- ① 商品券、金券、記念品等の購入に要する経費
- ② 旅行を目的としたイベント等の旅費
- ③ 家賃（敷金・礼金を含む）及び土地の取得、造成及び補償に関する経費
- ④ 食糧費、修繕に要する経費
- ⑤ 団体の維持管理や経常的な組織運営に関する経費（事務局経費など）
- ⑥ 領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費
- ⑦ 事業実施に直接関係のない経費
- ⑧ その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

4 事業提案書提出までの流れ

(1) 事前相談

応募を予定している団体は**事前に相談**してください。えるるでは企画内容や提案書の書き方など個別相談に応じます。えるるは**大牟田市の市民活動団体を支援する施設**です。

(2) 事業提案書類の提出

○ 応募に必要な書類

- ①大牟田市市民活動団体応援補助金事業提案書 （様式第 1 号）
- ②事業計画書 （別紙 1）
- ③事業収支予算書（備品については見積書も添付）（別紙 2）
- ④団体調書 （別紙 3）
- ⑤誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書 （別紙 4）
- ⑥団体代表者が未成年の場合…同意書 （別紙 5）
- ⑦定款、規約またはこれに準ずるもの
- ⑧（任意）その他参考資料 ※団体の活動内容や活動実績等が分かる資料

○ 最終募集締切日 令和 8 年 **10** 月 **30** 日 **金**曜日

※**予算がなくなり次第募集終了**となります。ホームページ等でお知らせします。

○ 提出方法 メール、郵送または持参

※ファックスでの提出はできません。

※メールまたは郵送で提出される場合には、提出後、地域コミュニティ推進課（市民協働担当）へ電話連絡（0944-41-2614）してください。

（3）応募書類の提出先

○ 提出先 〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地（大牟田市役所 1 階）
大牟田市 市民協働部 地域コミュニティ推進課 市民協働担当

注意事項

- ・直接ご持参いただく場合は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分をお願いします。
- ・提出書類がそろっていない場合は受付できません。
- ・提出された応募書類等はお返しできません。

（4）応募書類（様式）について

市ホームページからダウンロードできます。また、えるるや地域コミュニティ推進課でも配布しています。

5 審査・補助対象事業の採択の決定

(1) 審査・補助対象事業の採択の方法

事業提案書類の提出後、随時「大牟田市市民活動団体応援補助金庁内審査会」による書類審査を行います。

審査会終了後、採択を決定し速やかに結果を団体あてに文書で通知します。

(2) 審査の基準

以下の項目で審査を行いますので参考にしてください

評価項目	審査の基準
【必 要 性】	① 地域の課題解決につながるものか
	② 市民ニーズに沿ったものか
【公 益 性】	③ 事業の成果や効果が広く市民のためになるか、市民の共感が得られるものであるか
【先 駆 性】	④ 団体の特性を活かした先駆性・創意工夫・独自性があるか
【公 開 性】	⑤ 事業や団体活動について、情報発信（PR）に努めているか、市民が参加しやすい日程になっているか
【実 現 性】	⑥ 事業計画は具体的で実現可能か
	⑦ 収支予算は適切か、事業の内容や効果が金額と見合うものか

◆審査は委員全員の審査結果から、平均点を算出し、順位付けをします。

6 補助金交付申請・決定

補助対象事業の採択を受けた団体は、令和9年4月1日以降、速やかに大牟田市市民活動団体応援補助金交付申請書（様式第3号）を提出してください。その際、提案時から変更があった場合は、変更後の書類も一緒に提出してください（提案時の事業計画や事業予算は審査会を経て決定しているため、原則、提案内容に沿って事業を行ってください）。

補助金交付決定後は速やかに結果を団体あてに文書で通知します。交付決定前の支出については補助の対象となりませんのでご注意ください（補助金交付決定通知書に記載された日以降の支出が対象となります）。

7 市民活動団体の登録

補助金の交付対象団体は、えるる市民活動団体として登録をお願いします。

○登録団体のメリット

- (1) 市民活動のためにえるるを利用するときは、利用料が免除されます。
また、6 か月前より部屋の利用予約ができます（一般団体は3 か月前より）。
- (2) 市ホームページや市民活動サポートセンター等で団体の情報発信ができます。
- (3) 市民活動サポートセンターの優先利用ができます。
- (4) 市民活動サポートセンター内の団体ロッカー・メールボックスが使用できます（有料）。
- (5) 市民活動団体向け講座・交流会などの情報をお知らせします。

○市民活動サポートセンター（えるる 1 階）

Wi-fi 環境を整備し、コピー機や印刷機、団体ロッカー・メールボックスを設置しています。市民活動やボランティア活動を行う市民の皆さんの交流やネットワークづくり、打ち合わせや作業など、市民活動の拠点としてご利用ください。

えるるでは、市民活動に関することや補助金申請に関する相談を随時受け付けています。お気軽に下記までお問い合わせください。

えるる市民活動サポートセンター

（大牟田市市民活動等多目的交流施設(えるる)内）

〒836-0041 大牟田市新栄町 6 番地 1

電 話 0944-52-5285 / FAX 0944-43-1214

メール eruru@roukyou.gr.jp



8 各種講座の受講

事業実施年度中は、えるるで実施している市民活動サポート事業の各種講座を受講しながら事業への取り組みを進めてください。講座の案内は随時団体代表者あてに郵送またはメールにてお知らせします。

（参考）令和 8 年度えるる市民活動サポート事業の講座

5 月 ボランティア入門講座

8 月 労働者協同組合法入門講座

伝わる情報発信ワークショップ

10 月 N P O 入門講座

11 月 N P O 法人設立講座

12 月 会計・税務講座

2 月 ソーシャルビジネス講座

3 月 コミュニケーション講座

9 実績報告

(1) 実績報告書の提出

事業完了後^{ひと}一月を経過する日又は当該事業を行った年度の最終日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。

○ 提出書類

①大牟田市市民活動団体応援補助金実績報告書（様式第8号）

②事業報告書（別紙1）

③事業収支決算書（別紙2）

④領収書（写）

※原本を添えて提出してください。原本は確認後にお返しします。

⑤購入した備品の写真やその他参考となる資料

◆ 様式は補助金交付決定時に団体へお渡しします。

(2) 事業成果報告会での報告

令和10年度に開催する事業成果報告会（公開）で、補助事業の実績と成果の報告をお願いします。

10 その他留意点

(1) 事業内容の変更等

事業内容や経費の内訳が変更になるときは、大牟田市市民活動団体応援補助金変更承認申請書（様式第5号）の提出が必要となります。変更承認申請を行わずに事業を実施した場合や、事業の一部を実施しない場合は補助金の一部又は全部を取り消すことがありますので、必ず事前にご相談ください。

(2) 広報協力について

採択された事業で作成する印刷物やポスター、チラシ等には、本補助金制度による助成を受けていることを明示してください。

例	この事業は「令和9年度大牟田市市民活動団体応援補助金」の交付を受けて実施しています
---	---

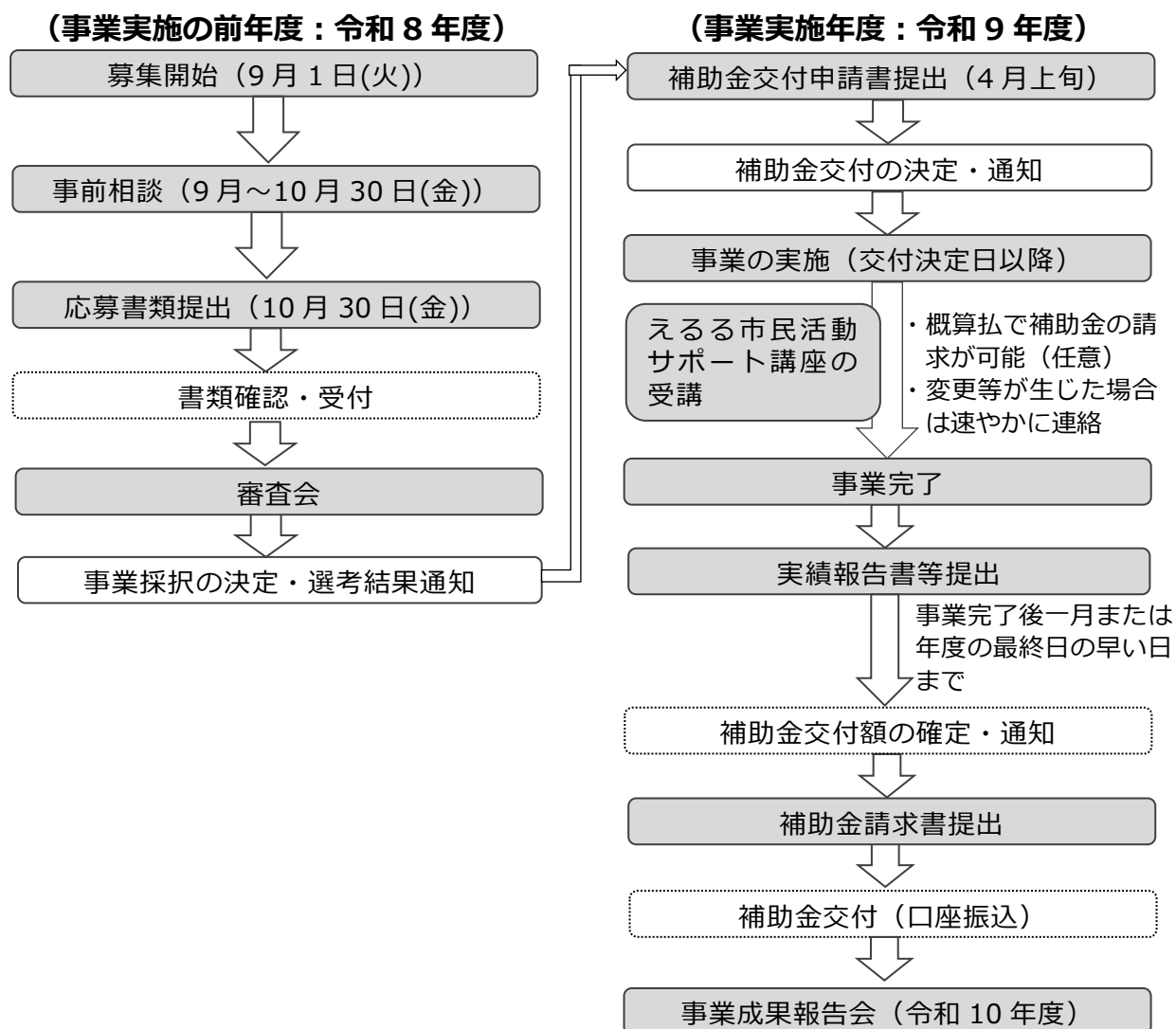
(3) 情報公開

補助金の公正性や透明性の担保と市民活動の推進を図るため、採択された事業の概要、団体名等を大牟田市のホームページなどで公開します。

(4) その他

大牟田市市民活動団体応援補助金交付要綱（令和7年12月1日施行）を根拠として実施します。

11 スケジュール



--	--

👉 必要な提出書類は全て揃っていますか ①補助金事業提案書②事業計画書③事業収支予算書（備品は見積書も添付） ④団体調査⑤誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書⑥規約等⑦その他資料 ⑧同意書（※団体代表者が未成年の場合）	☐
👉 団体名は正しく記入していますか 団体の規約、会則、定款に記載している正式な団体名を記入してください	☐
👉 代表者名を正しく記入していますか 代表者の肩書き（「代表」「会長」「理事長」など）も記入してください	☐
👉 6W3H が明確に記載されていますか ニーズ→Why(なぜ)、Whom(対象は・誰のために)、How far(どの程度まで) 手 法→When(いつ)、Where(どこで)、What(何を)、How(どのように) 資 源→Who(誰が)、How much(どれだけの費用で)	☐
👉 審査項目に沿って作成されていますか <u>①活動の目的</u> ・広く大牟田市民の役に立つ活動になっていますか ・地域課題、ニーズの把握などは適切ですか 「困っている人が多い」というような抽象的な書き方をしていませんか <u>②事業の具体的内容</u> ・活動内容、実施方法、スケジュール、予算など実現可能ですか <u>③期待される地域社会への具体的な効果・成果</u> ・地域への具体的な効果があり、より多くの市民の参加・参画など、地域への広がりが期待できますか <u>④団体または活動のアピール</u> ・団体の長所や特性が生かされていますか	☐ ☐ ☐ ☐
👉 誰が読んでも理解できる文章になっていますか 会員や仲間だけが分かる言葉や専門用語を使っていないか、あるいは専門用語の説明を入れるなど、第三者の視点でチェックしましょう	☐

13 様式の記入の方法

様式第1号(第6条関係)

令和 年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

令和 年度 大牟田市市民活動団体応援補助金事業提案書

○印をつけて
ください

○	初動応援事業
	活動応援事業
	自立応援事業

大牟田市市民活動団体応援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記事業の提案について次のとおり関係書類を添えて提出します。

記

・補助金申請予定額は千円未満を切り
捨てて記入してください
・補助率が10分の9の計算になっている
ことを確認してください

1. 補助金申請予定額 _____ 円

2. 関係書類

- (1) 事業計画書…別紙1
- (2) 事業収支予算書…別紙2
- (3) 団体調書…別紙3
- (4) 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書…別紙4
- (5) 同意書…別紙5 (団体代表者が未成年の場合)
- (5) 規約、会則又はこれに準ずるものの写し (任意様式)

事業計画書

団 体 名					
事 業 名	活動内容や目的を表すわかりやすい名称を記入してください				
事業期間 (準備期間も含む)	年 月 日 ~ 年 月 日				
地域における現状の課題・問題					
(どこの地域でどのような課題や要望がありますか?)					
団体が抱えている問題や課題ではなく、どこの地域がどんなことに困っていて、なにを必要としているのかを記入してください					
活動の目的および実施効果					
(活動によってどのような良い変化があると考えますか?)					
・どんな活動によって、どのように困りごとを解決するのか ・どのような効果が期待されることを考えているのか } を記入してください					
活動の内容					
いつ頃	どこで	誰が・誰と	何を・どのようなことを どのように行いますか	誰に対して	どのように 知らせますか
活動の内容ごとにまとめて、詳しく記入してください					
確認事項 該当に☑ ☐ この事業計画は他の補助金等の交付を受ける事業ではありません					

別紙2（第6条・第15条関係）

団体の全ての予算ではなく、**補助事業実施に必要な経費**を記入してください

事業収支予算書

【収入の部】

(単位：円)

項目	内 容	積算根拠	金 額
大牟田市補助金	初動応援事業	①から当該事業による収入を差し引いた金額の10分の9以内	24,000
当該事業による収入		参加費 (@100×20人) =2,000円	2,000
会費充当		(①補助対象経費—当該事業による収入)×補助率 =大牟田市補助金 【(①29,600－2,000)×9/10=24,840 ⇒24,000(千円未満切り捨て)】	5,100
	合		31,100

上限額を確認

【支出の部】

補助対象経費一覧表
を参照にしてください

支出はすべて積算根拠を明確にしてください

(単位：円)

一致します

支出の部		支出はすべて積算根拠を明確にしてください		（単位：円）		
項 目		を参照にしてください	容	単価	数量	金 額
補助対象経費	消耗品費	A 4 コピー用紙（500枚/冊）		1,000	1	1,000
	消耗品費	太細両用水性ペン（10色セット）		1,200	2	2,400
	消耗品費	軍手（20組）		1,000	2	2,000
	印刷製本費	チラシ（A 4 カラー両面50枚）		5,000	1	5,000
	使用料・賃 賃料	〇月イベントエアコン代		300	4	1,200
	備品購入費	ほうき・ちり取りセット		1,500	5	7,500
	備品購入費	屋外用案内板		10,000	1	10,000
	手数料	振込手数料		500	1	500
						0
小 計（①）						29,600
補助対象外経費	食材料費	イベントスタッフお茶代		150	10	1,500
		補助対象経費または補助対象外経費になるのか判断がつかない場合は、地域コミュニティ推進課までおたずねください				0
					0	
	小 計（②）					
合 計（①+②）						31,100

※ 未申請の経費は実績報告時に計上されても認められない場合がありますので、申請時点で詳細な経費を計上してください。

団 体 調 書

① 団体の概要

(ふりがな) 団 体 名			
(ふりがな) 代表者氏名			
団体の所在地	〒		
団体の連絡先	電話番号		FAX番号
	携帯番号		メール アドレス
団体ホームページ等 URL			
団体設立年月日	西暦 年 月 日		
主な活動目的	団体の規約・会則に 記載してある目的を 記入してください	活動分野は該当する数字を選んで記入してください 1.保健・医療・福祉 2.社会教育 3.まちづくり 4.観光振興 5.農山漁村・中山間地域の振興 6.学術・文化・芸術・スポーツ 7.環境保全 8.災害救援 9.地域安全 10.人権擁護・平和推進 11.国際協力 12.男女共同参画 13.子どもの健全育成 14.情報化社会 15.科学技術の振興 16.経済活動の活性化 17.職業能力・雇用機会 18.消費者の保護 19. 1から18までに掲げる活動を行う団体の運営・活動に 関する連絡・助言・援助	
活 動 分 野	←		
活動内容・実績			
これまでに受けた 補助金・助成金			
団体の特徴 アピールポイント			

② 応募に係る連絡先

氏 名		
住 所	市からの問い合わせに日常的に対 応できる方を記入してください	
平日昼間に連絡可能な 電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		

③団体構成員一覧

番号	構 成 員 氏 名	居住等 要件 (該当に ○印)	番号	構 成 員 氏 名	居住等 要件 (該当に ○印)
1			21		
2			22		
3					
4					
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

・大牟田市内に住んでいる人
・大牟田市内に通勤・通学している人
に○印を付けてください

別紙4（第6条関係）

誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市市民活動団体応援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）による補助金の利用により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の対象から排除していることを認識したうえで、要綱第2条第1項8号、9号及び10号の規定（暴力団排除条項）について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、補助金交付の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 要綱第2条第1項9号、10号及び11号の規定に該当します。
- 2 役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、私及びこの名簿に記載した者について、要綱に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

〈役員等名簿〉

役職名等	ふりがな 氏 名	性別	生 年 月 日	住 所
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 月 日	
			月 日	
			年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	

役員のみを記入してください

人数が多い場合は枚数を分けて記入してください

〈大牟田市市民活動団体応援補助金交付要綱抜粋（暴力団排除条項）〉
第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当する市民活動団体とする。

(1)～(8)略

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にな

いもの、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でないこと

(10) 暴力団員が役員となっていない団体であること

(11) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと

代表者が未成年の場合のみ
記入・提出してください

法定代理人であることを確認するため
法定代理人の
・住民票
・戸籍記載事項証明書
・戸籍謄本・抄本 等 から **1 点**
写しを添付してください

同 意 書

大牟田市長 様

法定代理人(自署) 氏名 _____ (続柄 _____)

住所 _____

電話番号 _____

私は、下記の未成年者が、次に掲げる一切の行為について、法定代理人（他に共同親権者がいる場合は、私が共同親権者の代表者）として、同意します。

未成年者(自署) 氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)

住所 _____

学校名 (学校等に在籍している場合) _____

- 下記 1 の団体の代表者に就任する（就任した）こと。
- 同団体の代表者として、下記 2 の事業について大牟田市市民活動団体応援補助金の応募を行うこと。
- 事業の提案に対し、大牟田市が市民活動団体応援補助金の対象事業として採択した場合は、同団体の代表者として、大牟田市市民活動団体応援補助金の交付を申請すること。
- 補助金交付申請に対し、大牟田市が補助金の交付決定を行った場合には、同団体の代表者として、大牟田市市民活動団体応援補助金の交付決定を受託し、または申請を取り下げること。
- 大牟田市市民活動団体応援補助金の交付決定を受託した場合は、同団体の代表者として、補助金交付決定通知の内容及び補助金交付の条件に従って誠実に事業を実施し、同決定通知及び補助金交付条件に定める義務を履行すること。
- 補助金交付条件に定める義務を履行できない場合は、補助金を大牟田市へ返金すること。

1 団体名 _____

2 事業名 _____

<MEMO>

大牟田市市民活動団体応援補助金

(令和9年度 事業募集要項)

◆ お問い合わせ先 ◆

大牟田市 市民協働部 地域コミュニティ推進課 市民協働担当

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地（大牟田市役所1階）

電 話 0944-41-2614 / F A X 0944-88-8400

メール e-chiikics@city.omuta.fukuoka.jp

えるる市民活動サポートセンター

〒836-0041

大牟田市新栄町6番地1（大牟田市市民活動等多目的交流施設(えるる)内）

電 話 0944-52-5285 / F A X 0944-43-1214

メール eruru@roukyou.gr.jp